

令和2年生駒市農業委員会第6回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局
会議開催日時 令和2年6月10日(水)午後2時00分
会議開催場所 市役所 大会議室
出席者 会長 8番 中田 建彦
農業委員会委員
1番 辻野 俊平 2番 西口 まゆり
3番 田中 勇治 4番 染岡 政明
5番 池田 憲央 6番 有山 兼吉
7番 北村 由子 9番 中本 真人
10番 中谷 佳津代
農地利用最適化推進委員
上武 猛 中谷 明
北本 光美 高貝 要明
川端 俊雄 山田 義美
中井 啓二
欠席者 なし
説明者 事務局 局長 植島 秀史 局長補佐 巽 眞一
係長 上田 修司 主査 増本 量俊
傍聴者 なし

議事次第

審議事項

1. 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
2. 農地利用集積計画に対する意見聴取について

報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について
2. 農地法施行規則第29条第1号による届出について
3. 農地法第18条第6項の規定による受理通知について
4. 特定農地貸付けの廃止について
5. 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について

6. 農地の転用事実に関する照会について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び「位置図」
- 生産緑地の取得の斡旋について

○補佐 出席者数による会議の成立を確認。

傍聴人なし。

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中田建彦会長に議事進行を依頼。

○議長 開会宣言

議事録署名委員の指名

6番 有山委員

7番 北村 委員

10番 中谷佳津代 委員

議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の説明を事務局に依頼。

○主査 〔議案読み上げ〕

本申請については、所有権の移転や賃借権・使用貸借権の設定のある農地転用のうち、市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要なことから申請ができたもの。

No.1～2の申請地の位置について

南田原交差点の西北西約900mのところに位置する南田原町地内の農地。

申請理由について

譲渡人は本農地での営農を行ってきたが、高齢で所有している農地の営農を進めていくことが難しくなってきたことから、太陽光法人サニックスの出資者の一人が買い取り、本農地についての土地の有効利用として転用し、太陽光の発電設備を設置することとなった次第。

太陽光事業には小規模な事業と大規模なメガソーラーという事業があり、今回の転用と、これまでの太陽光事業4件については小規模な太陽光事業となる。小規模な太陽光として関西電力と契約する場合は、一つの事業者が行う事業での電力規模が、1件あたり出力50kw未満であるというルールがあり、これまでの区域内4か所についてもすべて50kw未満であった。今回の申請はこれら4か所のうちのひとつと隣接しており、4件と同じ事業者が転用を進めると、隣接している関係で一連の事業とみなされ出力が50kwを超えてしまうため、異なる転用者つまりサニックスの出資者のひとりが行う事業として進めることとなった。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接す

る区域で、その規模が10ha未満の区域であることから第2種農地に該当する。申請にあたっては、地元農家区長や水利組合の同意が添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

現地調査について

今月3日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、とくに問題等は無かった。

No.3の申請地の位置について

南田原町交差点から北北東約100mに位置する南田原町地内の農地1筆。

申請理由について

譲渡人はこれまで当該農地を別人に貸し付けていたが、今年4月に報告した、18条6項手続きにより小作契約を解除したところである。

譲受人は本農地に隣接する家に居住しているが、庭を大きく拡張して利用したい希望が強く、本農地を転用することになった次第である。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また住宅、店舗が密集している区域であることから第3種農地に該当する。申請にあたっては、地元農家区長の同意及び北倭土地改良区の意見書が添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

現地調査について

今月3日に、会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局とで現地調査を行っており、とくに問題等は無かった。

以上のことより、本案件については、これらの申請を奈良県知事に進達することが相当であると考えられる。なお、No.1～2については転用面積が300㎡以上であることから、奈良県知事に進達する前に奈良県農業会議への意見照会を経る必要がある。

以上、審議をお願いしたい。

- 議長 議案第1号のNo.1～3について地元推進委員へ補足説明を依頼。
- 委員 No.1～2は隣接の田が2枚で、事務局の説明の通り、譲渡人が高齢となり営農が厳しい状態になってきたため、売買で太陽光発電設備に転用することとなった。
No.3は譲渡人が高齢のため営農が厳しくなったことと、譲受人の敷地を拡張したいという希望で売買契約に至った。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認。
- 委員 No.1～2の太陽光発電設備の転用について、今回サニックスではなく出資者の一人が転用して小規模発電事業にするということであるが、全て合わせてサニックスが転用することに何か問題があるのか。
- 主査 小規模事業のほうが手続きにかかる手間と時間が短縮され早く設置できるというメリットがあるため、このような形となったと聞いている。

- 議長 意見・質問について出席委員へ確認。
〔「なし」の声あり〕
- 議長 異議の確認
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長 議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の承認を宣言。
奈良県知事への進達等の手順について事務局に説明を依頼。
- 主査 転用面積が300㎡以上の案件については、まず奈良県農業会議に意見照会を行う。
意見照会をした案件は月末に他の市町村と合同で奈良県農業会議による現地調査があり、その後常設審議委員会において審議される。案件が良好であると承認されれば、その旨が農業委員会に通知されるのでその通知を添付し奈良県に進達する。
転用面積が300㎡未満の申請についてはこの定例会での審議が良好ということであるので意見照会を行わず、進達書類を整え奈良県に進達する。
- 議長 議案第2号「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」の説明を事務局に依頼。
- 主査 〔議案読み上げ〕
本計画については、農業経営基盤強化促進法に基づき、生駒市が農地の貸借等を明らかにした農用地利用集積計画を決定するに際し、農業委員会の意見を聞く必要があるため議案として上げたものであり、委員会での決定後、生駒市が同計画を公告すれば、農地についての貸借権の効力が発生する制度。

No.1～2 及びNo.3 の申請地の位置について

No.1～2 は、たんだ橋バス停留所の東北東約350mに位置する高山町庄田地内の農地2筆。No.3 については、高山駐在所の西北西約150mに位置する高山町大北地内の農地1筆。

申請理由について

使用貸人は多くの農地を所有しているが、奈良市に居住しており、また高齢である。No.1～2 の農地2筆については、これまで別の賃借人に長らく貸し付けていた。今年4月にこの賃借人側で相続があったが相続人に小作の意思がなかったことから、後で報告する報告第3号「農地法第18条第6項」の通り契約を解除し、続いて本農地の近くで営農している、使用借人が今回新たに耕作していくことになった次第であり、この契約の流れからNo.3 の農地も合わせて貸し付けることとなった次第。

要件について

使用借人の、現在の生駒市での経営耕地面積は、既に約46アールであり、農地取得の下限面積要件である、20アール以上を満たしている。

現地調査について

今月3日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行った。

No.4 の申請地の位置について

たんだ橋バス停留所の東北東約350mに位置する高山町庄田地内の農地1筆であり、先ほど説明申したNo.1~2の農地に挟まれたところに位置する。

申請理由について

使用貸人は報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」で報告するが、今年相続したばかりで、仕事の事情もあり、特に耕作する意思は強くなかったことから本農地近くで耕作をしている使用借人と調整し、使用借人が新たに耕作していくことになった次第である。

要件について

使用借人の、現在の生駒市での経営耕地面積は、既に約46アールであり、農地取得の下限面積要件である、20アール以上を満たしている。

現地調査について

今月3日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行った。

以上のことから、本案件については農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当しているので、特に問題ないと考える。

以上、審議をお願いしたい。

- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
- 議長 使用貸借人は認定農業法人になるのか。会社の規模はどのくらいか。認定されたのはいつか。
- 補佐 株式会社であるので、よく言われる農業生産法人等には当たらない。概要は資本金が800万円、株主が160株、役員数は13名で平成30年3月に設立された。農作物の生産、加工、生産に必要な資材の製造販売を行っており、これからとなるが観光農園等の運営も目的の中に入っている。主に農業に関する事業内容である。
設立が平成30年3月なので、その年の夏前には新規就農として認定された。
- 議長 先月は北田原町で貸借の解除があり、今月は貸借契約の締結の申請が出されている。便利な所へ移ったということであるが、かなりの規模の貸付け面積を持っている。法人としてどのような戦略を考えているのか、どのようなことを目指しているのか、わかる範囲で説明してもらいたい。
- 補佐 現在約46アールあり、高山町大北地区でハウス栽培と露地栽培を行っている。もう1か所ではハウスでトマト栽培、露地では茄子、長ネギ、玉ねぎ、オクラ等を栽培しており、主に直売所に出荷している。これから出荷する直売所を増やすとともに、農地を拡大し設備等も整えたいということで融資も考えていると聞いている。
- 議長 学校給食も視野に入れていると聞くが、補足説明等はあるか。
- 局長 今回審議に上がっている農地でサツマイモを栽培し1500kgを収めたいという希望があると聞いた。学校給食センターの栄養士に確認したところ、汁物350kgを2回で700kgは購入できるとのことで、それは担当者にも伝えている。残りは直売所等で販売してもらうこととなる。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第2号 「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」は、「問題なし」ということで、生駒市に回答することを宣言。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

報告第2号「農地法施行規則第29条第1号による届出について」

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

報告第4号「特定農地貸付けの廃止について」

報告第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について」

報告第6号「農地の転用事実に関する照会について」

の説明を一括して事務局に依頼。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

○係長 〔議案読み上げ〕

報告事項

本報告は、農地法第3条の3第1項に基づく届出。

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得であるが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのもの。No.1～32については、相続により所有権を取得された農地について、届出されたもの。

報告第2号「農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について」

○係長 〔議案読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29条第1号の規定により、農業者が自己の耕作の事業のための農業用施設を目的とする200㎡未満の農地転用の場合、許可は不要であるが農業委員会に対して届出を出すように指導をしているため、本届出ができたものである。

No.1の申請地の位置について

国道163号高山大橋の西南西約200mのところに位置する高山町芝地区内の農地。

報告事項

届出者が、農耕用の車両を置くまとまったスペースが自宅にないため、本農地を農業用設備の農機具・農業用トラクターのための駐車場として転用をするものである。

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

○係長 〔議案読み上げ〕

概要説明

本報告は、農地法第18条第6項に基づく届出で、過去に交わされていた農地の賃貸借契約が双方合意の上、解約されたという通知を受け受理したことを報告しているもの。
報告第4号「特定農地貸付けの廃止について」

○係長 〔議案読み上げ〕

概要説明

この報告は、当委員会における承認に基づき、特定農地貸付けを行っていた農地について特定農地貸付けの廃止届の提出があったことを報告しているもの。

報告事項

本届出地は、平成30年6月に意見照会のあった特定農地3筆のうちひとつで、使用貸人は相続により本農地を取得した当時、東京都に居住しており営農が事実上難しいということで特定農地として貸し出すこととなったが、最近大阪市に住居を移し比較的営農しやすくなったことから、1筆のみ特定農地を解除することとした次第である。

報告第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について」

○係長 〔議案読み上げ〕

概要説明

この報告は、生産緑地における主たる従事者の証明をしたことの報告をしているものである。

市街化区域内の農地において、生産緑地と指定されている農地が多くあるが、通常は30年間農地として利用をしていかなければならないことになっている。しかし、この生産緑地の所有者ではなく、主たる従事者に死亡もしくは従事することが不可能とさせる故障が生じた場合は、生産緑地に指定されている農地の市町村への買い取り申出を行なうことになっており、市町村が買い取らない場合及び斡旋が不調になったときには、生産緑地の行為制限を解除することになっている。

この一連の手続は、生駒市都市計画課が窓口として行なうことになっているが、主たる従事者が農業に従事できなくなることが条件であるので、生駒市に対して買い取り申し出を行うに際して、主たる従事者がだれかの証明が必要であり、この証明を農業委員会がすることになっている。

本件は主たる従事者が農業に従事することが不可能となる故障が発生したことを理由として、申請が出てきたことに伴い証明したことを報告している。

報告第6号「農地の転用事実に関する照会について」

○係長 〔議案読み上げ〕

概要説明

この報告は、現況、農地性が無いものの登記地目を田若しくは畑から他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に農地かどうかの照会があった事案。

No.1～3 は山林化した農地。

以上の土地について、今般、農地利用最適化推進委員と現地確認を行い、農地性がないことを確認した上で、法務局に対しその旨の回答をしたもの。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 「その他」についての説明を事務局に依頼。

○主査 「生産緑地の取得の斡旋について」を説明。

生産緑地法第13条の規定により、生駒市長から農業委員会に対し当該生産緑地について、農業を希望する者が取得できるよう斡旋の依頼がきた。

当該生産緑地の主たる従事者において、故障等の理由により農業に従事することができなくなったため、生産緑地法第10条の規定により生駒市に買取り申出があったが、生駒市として買取らないことになったため取得の斡旋依頼がきた。

各農家の方の希望を受けることがあれば、7月20日までに所有権移転が必要となっており、所有権移転には農地法第3条の許可が必要であることから、次回7月の定例会での審議及び6月末までの申請書提出が必要であるので、注意願いたい。

○局長 第24期農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の7月20日以降のスケジュールを説明。

・7月20日(月) 午前10:00～ 臨時会を開催し、市長が第24期農業委員会の委員を任命。

〃 午前11:30～ 市長室にて、新正・副会長が挨拶。

〃 午後1:30～ 農地利用最適化推進委員の委嘱。
その後、奈良県農業会議による研修。

・7月28日(火) 全日 農業委員会の委員、農地利用最適化推進委員の研修。(実地研修含む)

○補佐 7月19日で任期満了となる第23期委員に対して行政功労表彰を予定している。
日時等については後日追って連絡する。

○議長 転作の現地調査もこの時期にあると思うが、日程はどうなっているか。

○補佐 7月3日～7月10日の間ぐらいを予定しており、現在各農家区長と調整をしているところである。現段階で7月3日に農業委員会の現地調査があり、転作の調査と重なっている地区があるが農業委員会の案件が重なれば調整していく。

○議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼。

○補佐 次回の日程について

定例会 7月 8日(水) 午後3時 401、402会議室

現地調査 7月 3日(金)

前日7月2日(木)までに同行いただく委員に連絡する。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 閉会宣言

午後3時05分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、令和2年生駒市農業委員会第6回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号 6番 有山 兼吉

議席番号 7番 北村 由子

議席番号 10番 中谷 佳津代
